組織・会則

岡山実験動物研究会役員

会 長 猪 貴義 (岡山大・農・教授)

理 事 田坂賢二 (岡山大・薬・教授)

" 矢部芳郎 (岡山大・医・教授)

" 三谷恵一(岡山大・文・教授)

" 倉林 譲(岡山大・医・助教授)

" 山下貢司 (川崎医大・教授)

" 石井 猛(岡山理大・教授)

" 栗本雅司 (林原生物化学研究所・

所長)

常務理事 丹羽晧二 (岡山大・農・教授)

" 佐藤勝紀 (岡山大・農・教授)

" 亀井干晃 (岡山大・薬・助教授)

" 山本敏男 (岡山大・粛・助教授)

" 片山泰人 (岡山大・医・講師)

" 大森 斉 (岡山大・工・教授)

" 初鹿 了 (川崎医大・教授)

" 佐藤芳範(林原生物化学研究所・

吉備製薬工場・工場長)

" 内藤一郎(重井医学研究所・

研究員)

監 事 高橋正侑(ノートルダム清心女子 大・教授)

〔第20回岡山実験動物研究会の開催〕

第20回岡山実験動物研究会は本年12月1日(土) 午後開催を予定しています。この研究会では特別 講演3題を考えていますが、講演内容、講演者な どに御希望がありましたら、事務局まで御連絡下 さい。本研究会の御案内は、会の内容が決まり次 第会員の皆様に御通知いたします。

[事務局からのお知らせ]

本会の事務局は岡山大学農学部で引き受けてから3年余が経過したしました。一昨年から昨年にかけて事務局,担当者の長期出張など諸般の事情により、会の運営、会報の発行などに支障をきたし、皆様に大変御迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

今後とも本研究会のより一層の発展をはかって ゆきたいと願っておりますので、会員の皆様には 引き続きご鞭撻とお力添えを賜わりますようお願 いいたします。

会の運営、企画などに御希望、御意見がありま したら、遠慮なく事務局までご連絡下さい。事務 局の住所は以下の通りです。

> 岡山市津島中1丁目1-1 (〒700) 岡山大学農学部家畜育種学教室内 TEL. 0862-52-1111 内線735 (猪),736 (佐藤)

〔会費納入のお願い〕

平成2年度の年会費として、1;000円を徴収いたしますので、本会報内に綴じ込まれている払込通知票を用いて、年会費を郵便局からお振込み下さいますようお願いいたします。

[編集後記]

第7号の研究会報は従来のスタイルにならって 編集いたしました。研究会が諸般の事情により1 年間休会していたこともあって、会報は2年ぶり の発行となりました。この会報は研究会再建第1 号となりますので、これにふさわしい内容になる ように努めました。御寄稿いただいた方々には厚 くお礼申し上げます。次号(第8号)の発行は来 年4月に予定しておりますので、会員の皆様には 今後とも積極的な御寄稿をお願いいたします。な お、編集についての御希望、御意見などありまし たら、事務局までお願いいたします。

岡山実験動物研究会会則

- 第1条 本会は岡山実験動物研究会と称する。
- 第2条 本会は主として岡山県内において実験動物・動物実験に関心をもつ人々によって組織された団体である。
- 第3条 本会は実験動物・動物実験についての知識の交流をはかり、あわせてこれら領域の進展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次 の事業を行なう。
 - 1. 講演会
 - 2. 研究発表会
 - 3. 広報の発行
 - 4. その他必要と認められる事業
- 第5条 本会の会員は正会員、賛助会員とする。
 - 1. 正会員は本会の目的に賛同して、所定の入会申込書を提出した個人とする。
 - 2. 賛助会員は本会の目的に賛同し、理事会の 承認を経て所定の入会申込書を提出した個人 または団体とする。
- 第6条 本会に次の役員をおく。

会長1名常務理事若干名理事20名以内監事2名評議員若干名

- 1. 会長ならびに常務理事は理事の互選により これを定める。理事は正会員の互選により選 出された者とする。監事は理事会が選出する。
- 2. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。必要に応じ常務理事会及び理事会を招集する。 会長に事故あるときは、常務理事及び理事の 互選により1名を選び、会長の職務を代行す る。
- 3. 常務理事は会長を補佐し、庶務、会計、渉 外、集会、広報などの実務を担当する。
- 4. 理事は本会の会務を審議し、議決する。
- 5. 監事は本会の会計を監査する。
- 6. 評議員は理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。評議員は会長の諮問をうけ、重要事項を審議する。
- 第7条 本会の役員の任期は2年とし、再選は妨げない。
- 第8条 本会の経費は会費,寄付金,その他の収入をもってこれにあてる。会計年度は暦年度とし、会費は別に定める。
- 第9条 本会の運営はこの会則によるが、会則の 変更は理事会の議決を経て、総会の承認をうけ ることとする。

第10条 本会に事務局を置く。

本会則は昭和61年12月6日から施行する。

入会申込書

岡山実験動物研究会会長殿

平成 年 月 日 個人名又は団体名

(EII)